

令和7年度
キャリア教育ハンドブック
〈資料編〉

横浜市立上菅田特別支援学校

<目 次>

1	はじめに	2
2	進路先種別	2
(1)	福祉的就労（福祉サービス）	2
	（ア）生活介護	
	（イ）地域活動支援センター（作業所型）	
	（ウ）自立訓練（機能訓練）	
	（エ）自立訓練（生活訓練）	
	（オ）就労移行支援	
	（カ）就労継続支援（A型）	
	（キ）就労継続支援（B型）	
(2)	企業就労	4
	（ア）特例子会社	
(3)	進学等	4
	（ア）訓練校	
	（イ）大学、専門学校	
(4)	その他	5
3	日中活動以外の福祉サービス	5
(1)	居住	6
	（ア）在宅サービスの活用	
	（イ）グループホーム	
	（ウ）施設入所支援	
(2)	相談機関	7
	（ア）基幹相談支援センター（地域活動ホーム）	
	（イ）各区福祉保健センター高齢・障害支援課	
	（ウ）計画相談支援	
	（エ）移動情報センター	
	（オ）後見的支援	
	（カ）就労支援センター	
	（キ）多機能型拠点	

1 はじめに

過去5年間、本校高等部を卒業された方の卒業時点の主な進路先をご紹介します。

	R2	R3	R4	R5	R6	計
生活介護	22	10	23	15	12	82
地域活動支援センター（作業所型）	1	3	1	1	1	7
自立訓練（機能訓練）	1					1
自立訓練（生活訓練）	1					1
就労移行支援	2	3	2	2	2	11
就労継続支援（A型）						
就労継続支援（B型）	1	1	1	1		4
職業訓練						
一般就労	2				1	3
進学		1			1	2
その他	1					1
卒業生合計	31	18	27	19	17	112

※主たる進路先をカウントしています。多くの卒業生は複数の事業所を利用しています。同じ生活介護でも違う事業所に通っている卒業生もいますし、生活介護と地域活動支援センター（作業所型）、生活介護と自立訓練（機能訓練）、といったサービス内容が異なる事業所に通っている卒業生もいます。併用の理由としては、本人・保護者の希望により複数の事業所に通うことを選択した場合と、事業所の受入れ状況により複数の事業所に通わざるを得ない場合とがあります。また通所開始後、進路変更（複数の事業所に通っていたが一つに変更した、別の事業所に変更した等）をした卒業生もいます。

2 進路先種別

（1）福祉的就労（福祉サービス）

障害者総合支援法において、「生活介護」「地域活動支援センター」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」の5つの日中活動先が設定されています。利用者の意向に応じ、それぞれの事業所でサービス提供を行います。

福祉サービスの利用には、障害支援区分（利用者にとって必要とされる支援の度合を総合的に示すもの。非該当、1～6までの7段階がある。）の必要なものがあります。

(ア) 生活介護

食事や入浴・排せつ等の介護や、日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会等を提供します。

(イ) 地域活動支援センター（作業所型）

地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを提供します。

(ウ) 自立訓練（機能訓練）

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。

(エ) 自立訓練（生活訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談等を実施します。

(オ) 就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。

(カ) 就労継続支援（A型）

雇用契約に基づく就労の機会を提供する（工賃：最低賃金）とともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を実施します。

(キ) 就労継続支援（B型）

雇用契約を結ばない就労や生産活動の機会を提供する（工賃：事業所ごとに設定）とともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労への移行に向けた支援を実施します。

日中活動先

事業名		対象者 (高等部卒業時)	利用期間 (最長)
生活介護		障害支援区分 3, 4, 5, 6	無期限
地域活動支援センター作業所型		身体障害者、知的・精神障害者	無期限
自立訓練	機能訓練	身体障害者	1年6か月
	生活訓練	知的・精神障害者	2年
就労移行支援		就労を希望する者	2年
就労継続支援	A型	将来的に就労を希望する者	無期限
	B型	就労アセスメント(※)実施者	無期限

※就労アセスメント

一定期間就労移行支援事業所に通所し、働く力や特性、課題等を把握するための「就労アセスメント」を作成します。詳細は進路専任までお問合せください。

(2) 企業就労

「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進に関する法律）」では、障害者の雇用を促進することを通して障害者の職業の安定を図ることを目的としています。同法において、民間企業・国・地方公共団体は、その「常時雇用している労働者数」の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用することが義務づけられています。令和7年4月現在、従業員を40.0人以上雇用している民間企業の法定雇用率は2.5%、国・地方公共団体等は2.8%、教育委員会が2.7%と定められています。なおこの割合は概ね5年ごとに更新されています。

障害者が働き続けることができるために、また社会的な自立のために求められる被雇用条件として、各種保険（雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険）への加入、最低賃金の保障、実態に応じた労働時間の確保等があげられます。

(ア) 特例子会社

障害者の雇用の促進を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社（障害者が働きやすい環境の整備、仕事内容の設定、指導体制の構築、等がなされている）を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている障害者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。特例子会社の条件として、障害者の雇用が5人以上であること、全従業員に占める割合が20%以上であること、等があげられます。

(3) 進学等

(ア) 訓練校

「神奈川障害者職業能力開発校」

- ・国が設置し、県が委託を受けて運営している職業訓練施設です。
- ・障害者が新しく職業についたり、転職しようとしたりする場合、一般就労に向けて技能を養成します。

<応募資格>

- ・障害者手帳の交付を受けている
- ・職業に必要な知識、技術・技能を習得し、職業に就こうという意思がある
- ・集団での訓練に適応できる

- ・症状が安定し、訓練が可能な状態
- ・寮の利用については、遠距離や障害により通校が困難で、健康管理を含めた日常生活が一人でできること（食費、日用品等は自己負担）

<選考>学力検査（ビジネスキャリアは中卒程度、その他は高卒程度）、適性検査、面接
<その他>

- ・入学金、授業料は無料ですが、教科書等は自己負担となります。
- ・訓練中の災害については災害見舞金の支給制度および定額掛け金の保険制度があります。
- ・受験希望者は学校管轄のハローワーク（本校の場合は、横浜）で求職登録・申し込みをします。
- ・毎年5月頃から「オープンキャンパス」が開催され、訓練内容を体験することができます（事前予約が必要）。

（イ）大学、専門学校

特別支援学校高等部卒業者には、大学入学資格が認められます。ただ受験時や入学後の合理的配慮については大学により異なりますので、個々に合理的配慮を申請する必要があります。

重度訪問介護利用者大学修学支援事業について

令和2年4月より、横浜市において、重度の障害がある方が、大学修学のサポートを受けるために、修学に必要な身体介護等の利用ができるようになりました。大学等への通学中および大学等の敷地内において、食事介助・排せつ介助・移動介助等を福祉サービスとして利用可能となります。障害により身体介助が必要な方が、ご家族に頼らずに大学等で学ぶことができるようになります。詳細は横浜市健康福祉局ホームページ「横浜市訪問介護利用者大学修学支援事業」に掲載されています。

（4）その他

福祉サービス・進学とも異なる枠組みである「訪問カレッジ」ができました。障害や病気のために、定期的な通所・通学が難しい方を対象に、特別支援学校や福祉施設等での勤務経験がある学習支援員が定期的に家庭へ訪問し、学習支援や話し相手となります。

3 日中活動以外の福祉サービス

「日中活動先を決めること」だけが、「進路決定」ではありません。最も適した、望ましい日中活動先を模索しつつ、日中活動以外の過ごし方、生活の場の選択、社会資源の活用、余暇、将来を見据えたネットワーク作りも同時に検討する必要があります。

(1) 居住

(ア) 在宅サービスの活用

ご家族との生活を継続する場合、日常生活面での介助を、誰がいつまで行うのか、は多くのご家庭にとって検討が必要な課題ではないでしょうか。ご家族の高齢化は避けては通れないことですし、どこかのタイミングで、生活場面での日常的な介助を他者へと委ねることになります。将来も安定してご家族と一緒に過ごすことができるよう、様々な在宅サービスがあります。また将来を見据え、あえて早い段階で在宅サービスを利用することで、本人の自立を促すこともできます。

ご家族から離れて生活をするようになった場合、グループホームや施設入所だけが選択肢ではありません。在宅サービス等を利用しながら単身生活をしている障害者はたくさんいます。すべてのことが一人でできなければ単身生活ができないわけではありません。必要な支援を受けながら、その人が望む生活スタイルの確立を目指すことができます。次に単身生活をする上で活用できるサービスを紹介します。

居宅介護	: 食事・排せつ・入浴等の直接介助だけでなく、食事作り・洗濯・掃除等の家事援助、通院や手続き等の外出時の介助も実施します。
重度訪問介護	: 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方を対象に、居宅においての入浴・食事・排せつ等の介助、洗濯・掃除等の家事援助、外出時の介助、生活全般の援助等を総合的に行います。
訪問入浴	: 自宅での入浴が困難な場合、移動入浴車を自宅に派遣し、入浴の機会を提供します。
自立生活アシスタント	: 障害者の単身生活を支援します。専門知識を有する「自立生活アシスタント」が、具体的な場面での助言やコミュニケーション支援を行います。対象者は知的障害者です（ただし身体障害者でも療育手帳を取得していれば対象となります）。
自立生活援助	: 定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身等の障害者の地域生活を支援します。

(イ) グループホーム

グループホームとは、障害者が数人（3～6人程度）で、世話人などから日常的なサポートを受けながら、共同生活を営む住宅（戸建て、マンション、アパート等）のことです。昼間は勤務先や日中活動先に通い、夜間や休日のみ過ごす「生活の場」です。グループホームに入居すると、法律上「共同生活援助」という福祉サービスを受けることになり、相談、入浴、排せつ等、日常生活に必要な介助や支援が提供されます。高等部卒業と同時に入居することは難しく、日中活動が安定してから検討することをお勧めしています。

(ウ) 施設入所支援

施設に入所し、入浴や食事、排せつ等の日常生活に必要な支援を受けられます。グループホームとの違いは、施設規模が大きく入所者が多い（1つの施設あたり40人～90人程度）こと、24時間同じ場所で過ごすことができる（外部の日中活動先を利用することもできるが、在宅サービスや移動サービスは利用できない）こと、施設の数が少ない、等があげられます。

(2) 相談機関

(ア) 基幹相談支援センター（地域活動ホーム）

障害者及びそのご家族等の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置している「地域活動ホーム」は日中活動のみならず、ショートステイ（宿泊）や一時ケア（数時間の預かり）の機能ももっています。また施設規模により、「社会福祉法人型（各区1館、全18館）」と「機能強化型（全23館）」の2種類に分類され、より大型の「社会福祉法人型」には、各地域活動ホーム内に「基幹相談支援センター」が設置されています。基幹相談支援センターは、地域の相談支援拠点として障害者やそのご家族からの相談に応えるとともに、関係機関と連携し、よりよい地域づくりに取り組みます。

(イ) 各区福祉保健センター高齢・障害支援課

障害者には個々に担当のケースワーカー（社会福祉職）が割り当てられています。各区役所福祉保健センター内の「高齢・障害支援課」（区によっては「こども・家庭支援課」）が窓口です。また、ケースワーカーは個別の相談に加え、福祉サービスを利用する際に必要な受給者証の発行を行います。

(ウ) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する方を対象に、サービス等利用計画（これからの生活の希望や目標、それに伴う支援方針や課題の設定等）の作成、定期的なモニタリング（支援方針の振り返り、目標や課題の再検討等）を実施します。

(エ) 移動情報センター

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて、制度の案内や事業所の紹介・コーディネートを行う「移動に関する相談窓口」です。各区社会福祉協議会に設置されています。

サービス名	対象者	内容
ガイドヘルプ	移動介護	生活上必要な外出（通院、余暇等）の移動支援
	通所支援	日中活動先への通所の移動支援
同行援護	視覚障害者	外出時に必要な移動支援と介助
行動援護	知的障害者 障害支援区分3以上	行動上著しい困難がある方の外出時に必要な移動支援
ガイドボランティア	視覚、知的障害者 肢体不自由者	外出時の付添

（オ）後見的支援

障害者が将来にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、日常生活の見守りや定期訪問を実施します。直接支援（身体介助等）はできませんが、不安や本人の希望等、さまざまな相談を受けつつ、将来の生活を一緒に考えます。対象者は18歳以上で、後見的支援室は各区に設置されています。

（カ）就労支援センター

障害者の就労の定着と促進を支援します。就労にかかわる相談だけでなく、就職前の職場実習の支援、適性評価、就労後の定着支援等も実施します。市内には9か所設置されています。

（キ）多機能型拠点

常に医療的ケアが必要な障害児・者とその家族が、地域で安心・安全に暮らせるための支援拠点として、横浜市が独自に設置しているものです。診療所を拠点内に備え、往診・訪問看護・居宅介護等の訪問型サービスや、一時的な宿泊・滞在（短期入所・日中一時支援）、さらにそれらをコーディネートする相談支援機能を備えています。日中活動（生活介護）の実施については、拠点により異なります。

※現在は栄区『郷』、都筑区『つづきの家』、瀬谷区『こまち』、港北区『び・すけっと菊名』（令和6年4月開所）の4館ですが、5館目が令和10年に西区で開設予定です。最終的には市内で計6館を整備予定です。